

## 横浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、地球温暖化防止を推進するため、市が実施する住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

- 第2条 市長は次条に定める太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を新たに住宅に設置し、自ら電力会社と電力受給契約を結び、当該地に住民登録及び、居住し、かつ、次の各項に該当する個人（法人、マンション管理組合等は対象外）に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、太陽光発電システムが既に設置されている場合を除く。
- 2 補助対象となる住宅は、横浜市内の住宅で次の各号に適合するものでなければならない。
    - (1) 建物所有者全員の同意がとれていること。
    - (2) 二世帯住宅の場合は、各々の申請者が別世帯として住民登録していること。
  - 3 当該補助事業は、本要綱第8条に定める交付決定後に対象システムの設置工事に着手し、当該年度の3月10日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、対象システム付きの建売り住宅を購入する場合は、本要綱第8条に定める交付決定後に引渡しを行い、当該年度の3月10日までに本要綱第11条に定める実績報告書を提出できる者を対象とする。
  - 5 当該補助事業は、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

### (補助対象システム)

- 第3条 対象システムとは、次の各号の要件に適合するものをいう。
- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りりで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に定められている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。）とする。）が3.50キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。
  - (2) 未使用品であること。
  - (3) 当該年度の住宅用太陽光発電導入支援対策基金造成事業費補助金の補助事業者が定めるシステムの性能及び安全性等の技術的仕様を満たすもの。ただし、上記補助事業者の技術的仕様が表示されるまでの期間においては、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業技術仕様書（J-PEG 第1210-0063号 平成24年4月18日制定）の要件に適

合すること。

### (補助金額)

第4条 補助金額は、1件あたり5万円とする。

### (募集)

- 第5条 市長は、年度毎に定める募集開始日から当該年度の2月14日までの間、本要綱に基づく補助を受けようとする者を募集するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請に係る補助予定金額の総額が予算額に達した場合は受付を終了するものとする。

### (交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、工事着工予定日の10日前（土曜、日曜、祝祭日、及び12月29日から1月3日までの間を除く）までに、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 対象システムの設置場所の状態を示すカラー写真
  - (2) 同意書（第2号様式）
  - (3) 太陽光パネルの設置計画図（建売り購入の場合は設置図）
  - (4) 工事請負契約書の写し又は建売り住宅の売買契約書の写し
  - (5) 太陽光発電システムに関する工事内訳書（第3号様式）
  - (6) 申請者の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

### (事務代行)

- 第7条 申請者は、申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。
- 2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、補助金交付申請書（第1号様式）（その2）に記名、押印し市長に提出しなければならない。

### (受付、交付決定及び不交付決定)

- 第8条 市長は、受付を先着順に行うものとする。
- 2 市長は、補助金交付申請書を受け付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、適正な受付があった順に補助金を交付する者及び補助金交付予定額を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。
  - 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。
  - 4 市長は、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(計画変更承認申請)

第9条 申請者は、本要綱第8条第4項に定める決定通知書を受けた後、交付決定者の名義(ただし、申請者名の変更は、親子、配偶者等に限り)を変更する場合は、計画変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 対象システムの変更については、本要綱第11条に定める実績報告書の提出をもって代えることとする。

3 市長は、第1項の変更について承認した場合、計画変更承認通知書(第7号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

4 計画変更承認申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、交付決定を受けた後に、対象システムの設置を中止しようとする場合、または、本要綱に適合しないシステムを設置することとした場合は、速やかに補助金交付申請取下げ申請書(第8号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付申請の取下げについて承認した場合、取下げ承認通知書(第9号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 補助金交付申請取下げ申請書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、電力会社との受給を開始し、工事代金の支払が完了した日の翌日から起算して30日以内かつ当該年度の3月10日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し等、支払を証する書面

(2) 対象システムの設置状態を示すカラー写真

(3) 太陽光モジュールの製造番号・出力対比表

(4) 電力会社との電力受給契約書の写し

(5) 住民票(実績報告書の提出前3か月以内に発行されたもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、市長が定める場所に持参しなければならない。

(補助金額の確定及び補助金交付)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、本要綱に適合する場合は、補助金額を確定し、補助金額確定通知書(第11号様式)により申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

(対象システムの管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分制限及び補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象システムの法定耐用年数の期間内に、当該対象システムを処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書(第12号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象システムを処分したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(補助金交付決定及び補助金額の確定の取消し並びに補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱第8条第4項の補助金交付決定又は第12条の補助金額の確定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合

(2) 補助金額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合

(3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の取消しをした場合、補助金交付決定取消し通知書(第13号様式)により申請者に理由を付して通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをした場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(雑則)

第16条 本要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則 本要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附則 この改正は、平成18年4月14日から施行する。

附則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成20年4月25日から施行する。

附則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成26年1月17日から施行する。